

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第7 内部統制の実施状況（行財政局監察部）</p> <p>意見</p> <p>監視活動は起こりうる事象に関して、何を監視すればその事象の起こることを防ぐことができるのかを想定したうえで行う必要があり、その兆候を監視していくことになる。監視に関連させてコントロールを組み込んで、小さなことは起こっても監視活動が早期発見・早期治療することにより不祥事の発生が抑えられる。また小さなことを発見していることが抑止力になっている。発生事象が不祥事というレベルにまで至っていない場合、監視活動は有効に機能していると考えられる。</p> <p>本市の監視活動については主に経理処理に関連して起こりうることを想定して実施されており、コントロールとして事務処理手順が精緻化されている。精緻化されているが故に精緻化に対応できない事務的なミスが監視活動で発見されており、経理処理の適正化に着手してからの外部環境にも変化があり、事務の効率性と事務処理手順の精緻化によって不祥事が防がれていることとのバランスについて考える必要がある。</p> <p>監査の結果、内部統制システムの構築については端緒についたばかりで順次進められているところであり、監視活動をはじめとする内部統制システムについては、現状ではおおむね妥当であり適正に実施されていると認められた。</p> <p>しかし、内部統制システムの6つの構成要素に関連する事務の一部について、監査委員が他部局に対して実施した財務定期監査等を通じて、次のような事例があったので、改善を検討されたい。</p> <p>(2) リスクの評価関連</p> <p>内部統制システムの構成要素の一つであるリスクの評価に関連して、リスクの洗い出しなどリスク管理を引き続き進めるべき以下の事例があった。</p> <p>コンプライアンスリスク管理の推進及び充実</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>について</p> <p>コンプライアンスリスク管理では、リスクやその対策を全市や部局内で共有し、さらなる事務改善につなげており、一定の効果があると認められる。引き続き推進されたい。</p> <p>また、各部局の事務は法令等の根拠に基づいていることが必要であり、各部局の事務が法令等に適合しているか、事務の根拠や基準が適正かつ最新のものとなっているかを、コンプライアンスリスク管理において、各所属で確認すること等を検討されたい。</p> <p>指定管理者制度について</p> <p>公の施設の指定管理者制度は、地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）を受けて、本市では平成16年度に導入され10年が経過しており、共同事業体や備品の取扱いなどの課題があり、指定管理者制度所管局においては、民間の能力をより一層引き出す方向で指定管理者制度の全般にわたって改めて検証したうえで、必要な見直しを検討されたい。</p>	<p>リスク管理については、定期的・継続的に実施することに意義があると考えている。平成26年度のコンプライアンス推進プロジェクトチームの提言を受け、平成27年度にリスク管理の考え方や具体的な手順、参考資料を改めてまとめ直した「リスク管理の実施手順」を作成、周知しており、この中でリスクの洗い出しにあたって根拠のない前例踏襲や長期間変更していない制度等を例示するとともに、事故発生時や人事異動時等定期的・継続的にリスク管理を実施することを盛り込んでいる。</p>	<p>措置済</p>
<p>(7) 共同事業体の取扱いについて</p> <p>民法上の組合である共同事業体は法令に詳細なルールがないが、建設工事の分野では活用が進み、国土交通省の「共同企業体運営指針(平成元年)」や「共同企業体運営モデル規則(平成4年)」などで制度が精密化されており、本市でも「神戸市共同企業体取扱要綱(平成6年)」(以下「要綱」という。)を策定し、共同企業体の種類、対象工事、施工方式として構成員が出資割合に応じて資金・人員・機械等を拠出する共同施工、共同企業体協定書などを定め、合理的かつ効率的な運用</p>	<p>本市の指定管理者制度における共同事業体の取引口座について、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けることとするよう、協定書ひな型を改訂した(平成27年5月22日)</p> <p>また、決算の結果生じた利益の配当又は欠損金の負担については、出資の割合を定めることのできる共同事業体においては、その出資割合に応じて配当又は分担することと</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>を確保することとしている。</p> <p>一方、本市の指定管理者制度における共同事業体については、建設工事における要綱のような制度全般に関する基準が整備されていないが、「公の施設の指定管理者制度運用指針 運用マニュアル（平成 16 年）」（以下「運用マニュアル」という。）に共同事業体協定書のひな型（以下「協定書ひな型」という。）が掲載されている。</p> <p>協定書ひな型では例えば、取引口座について代表者の名義により設けられた別口預金口座としているが、要綱のように共同企業体の名称を冠した別口預金口座とすることまでは求めている。共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、共同事業体の構成員が破産したときに口座に入金された指定管理料の帰属等について本市にリスクが生ずる。（請負代金の帰属に関して最高裁判例平 11.4.16）また、決算の結果利益又は欠損金を生じた場合は、第 9 条に規定する責任の割合により利益を配当又は欠損金を負担としているが、第 9 条では職務分担表に基づき職務を分担することとなっており、責任割合については明確になっていないなど、運用マニュアルは十分なものとは言えない。</p> <p>指定管理者制度所管局においては、指定管理者制度における共同事業体について現行の制度を検証し、共同事業体の運用がより良いものとなるような枠組みを検討、整備されたい。</p> <p>(イ) 統一的な事務処理について</p> <p>運用マニュアルでは例えば備品については、指定期間当初から存在したものと本市の負担で購入等をしたものは、神戸市物品会計規則等に基づいて管理すること及び次期指定管理者に引き継ぐこと、指定管理者の負担に</p>	<p>し、出資の割合を定めがたい共同事業体においては、あらかじめ事業体間で定める割合に応じて配当又は分担することとするよう、平成 28 年 5 月 2 日に協定書ひな型を改訂した。</p> <p>指定管理者制度全般について、課題の整理や改善方法の検討、統一的な事務処理方法の策定を図るため、指定管理者制度に関わる各局室区の担当者を集め、会議を開催してい</p>	<p>措置済</p>

平成25年度 財務定期監査の結果に基づき講じた措置等

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>において購入等をしたものは、本市又は指定管理者のいずれかに帰属するとすることを応募要領に記載するとしているものの、運用マニュアルの指定管理協定書ひな型では、本市の備品と指定管理者の備品を区分した管理、本市の備品の適正な使用・管理、指定管理者が指定管理料で購入した備品の帰属先などに関する規定は設けられていない。このため、平成 25 年度財政援助団体等監査（1）において、指定管理協定書に備品の帰属先の規定がなく備品の帰属手続きのない事例があった。</p> <p>指定管理者制度所管局においては、指定管理料で購入した備品を本市のものとするなど備品の取扱いが本市で統一的なように、運用マニュアルについて必要な見直しを検討されたい。</p> <p>また、備品にとどまらず、緊急事態への対応など各局室区が直面している問題もある。このため、指定管理者制度が抱えている課題等の整理・改善方法の検討、さらには制度全般にわたっての統一的な事務処理などについて、各局室区の横断的な会議等で適宜検討するとともに、各局室区により良好な運営に資することができるよう、その結果を運用マニュアルに適時適切に反映することを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（ 監察室 ）</p>	<p>る。</p> <p>（第1回：平成26年3月14日、第2回：平成26年12月25日、第3回：平成28年2月4日、分科会：平成27年3月5日）</p> <p>会では備品の取扱いに関し、各施設の状況把握や、施設所管部署との意見交換を行った。今後も他都市等の事例についても研究を進めながら、引続き見直しを進めていく。</p> <p>また、各局室区が抱える課題等についても、担当者会議の場で行った意見交換の内容をマニュアル改訂に反映させており、今後も継続的な会議開催により庁内で諸情報を十分共有し、良好な制度運用に努めていく。</p>	